

勝浦市農業委員会会議録

(8月定例会)

平成30年8月6日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について

報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の
提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

連日暑い日が続いている中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先般、全国農業新聞を見ていたところ、忘れられない味ということで勝浦タンタンメンの記事が掲載されておりました。

将来は全て勝浦産の食材で賄いたいということと、大森、名木地先で現在基盤整備が進められており転作で作られたタマネギやニンニクを使用し、地域おこしをしていきたいということが書かれておりました。

全国に周知できたということで勝浦市にとっても名誉なことではないかと思えます。

また、日々暑い日が続いておまして、テレビや新聞等で命に関わる暑さと報道されております。

これから先、水稻農家に関しては、昨年より少し早くお盆の前後から刈り取り作業が始まってくると思いますので、体調管理には十分注意していただきたいと思えます。

併せて台風13号が房総半島に向かってきています。

水稻農家に被害が出ないように、台風の進路が逸れることを切に願っております。

以上で会議に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会8月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、8番滝口委員及び2番末吉光委員を指名いたします。

よろしくお願ひします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大森の田、2筆、3、173平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は経営を受け継ぐためとし、譲渡人は経営を譲るためとして申請がなされたものです。

申請位置は、県道勝浦上野大多喜線と農免道路の交差点から、●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、1167番は田として作付けされており、1181番1は保全管理の状況でした。

譲受人は、高齢である母親から経営を受け継ぐため申請に至ったとのことであり、許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は申請のとおり許可とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は植野の畑、1筆、889平方メートル、太陽光発電施設に転用するための使用貸借を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数288枚、発電量79.20キロワットです。

転用の時期は平成30年9月1日から平成31年4月30日で、資金計画は自己資金及び借入金によるもので、残高証明書及び融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は、父親が所有するこの土地は、水利がないうえに獣害が多いため耕作することが難しいことから太陽光発電施設を設置する計画をしたとし、譲渡人は、譲受人の計画を承諾するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校の●側、約●●●メートルの位置となります。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

申請番号2番申請地は新官の畑、1筆、1,271平方メートルのうち450平方メートル、貸駐車場への転用を伴う売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、駐車場、450平方メートルであり、転用の時期は、平成30年10月1日から平成31年3月31日まで、資金計画は、自己資金によるもので金融機関の残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は駐車場として整備し、自らが役員を務める会社に貸し付けるために転用したいとし、譲渡人は譲受人の希望により譲渡したいとして、申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦消防署から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、5番浅野香太郎委員、お願いします。

○5番（浅野香太郎委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月2日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でありました。

譲受人は、父親が所有するこの土地は水利が無いうえに獣害が多いため耕作が難しいことから、太陽光発電を計画したとして申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水は雨水のみで地下浸透とする計画であり、土砂の搬出入はありませんので、関係法令につきましては特にございませぬ。

他の土地への代替はなく、周辺の営農への影響もないと思われまふ。

資金計画も妥当と思われることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高旨粧一会長）　続きますして、申請番号2番につきまして、8番滝口裕都委員お願いいたします。

○8番（滝口委員）　報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況であり、申請者は貸駐車場を整備したいとして申請に至ったとのことです。

今回の申請地の隣地は、昨年11月に農地法の許可を得て貸駐車場を整備した土地ですが、この土地は諸事情により住居建設に使用することとなったため、新たな駐車場の整備が必要となったとのことであります。

許可要件につきましては、立地基準として第3種農地に該当し、排水等はないことから隣接農地への影響はないと思われ、また、自らが役員となっている会社へ貸付けを計画しており貸駐車場としての例外要件に該当することから特に問題はないと考えます。

1.5メートルから1.8メートルの埋立てを予定しておりますが、許認可が必要な面積ではなく、他の土地への代替もなく、資金計画も妥当と思われることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高旨粧一会長）　これをもちまして、説明及び報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長）　質疑なしとの声がありました。
これをもって質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事へ送付することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事へ送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年7月25日付けで決定を求められたものです。

資料は4ページからとなります。

このたびの8月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画18件、68,220.10平方メートルです。

申請番号1番から4番につきましては通常分であり、5番から18番は大森地区ほ場整備事業に関連するものであります。

はじめに、4ページ、申請番号1番、市野郷の田、2筆、604平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、9月1日から5ヶ年の新規設定です。

次に、5ページ、申請番号2番、佐野の田、1筆、790平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、9月1日から5ヶ年の新規設定です。

次に、6ページ、申請番号3番、佐野の田、1筆、793平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、9月1日から5ヶ年の新規設定です。

次に、7ページ、申請番号4番、上植野の田、2筆、1,066平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は貸借権です。

設定期間は、9月1日から3ヶ年の新規設定です。

続きまして、資料の8ページの申請番号5番から、21ページの申請番号18番までが大森地区ほ場整備事業の関連であることから一括してご説明いたします。

本件は、大森地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は貸借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

先月の定例会において、65件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料8ページの申請番号5番から21ページの申請番号18番までが、今回、賃借権を設定しようとする案件であります。

申請件数14件、大字はすべて大森であり、田86筆、61, 713. 10平方メートル、畑16筆、2, 981平方メートル、農業用施設用地4筆、2, 460平方メートルの合計95筆、67, 154. 10平方メートルであります。

利用計画は水田及び普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、9月1日から17ヶ年の新規設定です。

なお、後の報告に関連するところでありますが、新たに賃借権を設定するにあたっては、これまで設定してありました権利等を解除する必要があるとして、今回の賃借権設定に際しまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の解約の手続きを行いました。

報告の内容も含まれましたが、以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から18番につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番から18番は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

資料の 2 2 ページをご覧ください。

本案は、勝浦市農業委員会事務局処務規程の条文の整理に伴い、本規程の一部を改める必要があったことから、別紙の新旧対照表のとおり改正しようとするものです。

改正箇所につきましては、資料 2 2 - 1 の新旧対照表をご覧ください。

左が改正案であり、右が現行です。

下線の箇所が改正箇所となります。

第 3 条の（組織）につきましては、現行の 7 条を移動させたものであり、現行では第 3 項までございましたが、旧体制を表す表記となっていたことから第 2 項と第 3 項を削除いたしました。

この移動に伴い、現行の第 3 条から第 6 条をひとつずつ繰り下げ、第 4 条から第 7 条といたしました。内容の変更はございません。

第 8 条の（事務分掌）につきましては、第 9 号に新たに、農地利用最適化推進委員に関することを加え、現行の第 9 号から第 2 4 号をひとつずつ繰り下げ、第 1 0 号から第 2 5 号といたしました。

農地利用最適化推進委員に関することについては、現行では、農地の利用最適化に関することに含まれると考えていたところ、他市町の状況をみますと改めて記載されているところ、記載されていないところとまちまちでありました。

内容的には、委員と仕事内容であることから、改めて記載することが適切と考え、新たに加えることといたしました。

第 9 条から第 1 1 条につきましては、変更はございません。

以上で、議案第 4 号 勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について、及び報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

報告第1号及び報告第2号につきましては、全て先ほどご説明いたしました、大森地区ほ場整備事業に関連する内容であります。

はじめに報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は、23ページと24ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該件数は2件です。

次に報告第2号 農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について、資料は、25ページとなります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づいた農用地利用集積計画により設定された使用貸借権を解除しようとするものであり、このたびの8月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

次に、報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出については、資料26ページとなります。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該件数は1件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声があったので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年8月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
